

令和8年度さいたま市SDGs企業活動推進事業支援業務 企画提案実施要項

本件への参加に際しては、必ずこの「令和8年度さいたま市SDGs企業活動推進事業支援業務 企画提案実施要項（以下「実施要項」という。）」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

- 1 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- 2 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- 3 提出された書類は、返却しません。

業務主管課（問合せ先及び提出先）	
担 当	さいたま市経済局商工観光部経済政策課 支援係（担当：清水、田中）
住 所	〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所5階
直 通	048-829-1362
F A X	048-829-1944
E-mail	keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp

1 業務の目的及び概要

「令和8年度さいたま市SDGs企業活動推進事業支援業務 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）を参照。

2 業務の実施

公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、実施する。

なお、実施内容については、要求水準書及び企画提案書に基づき、市と受託者の協議の上、必要に応じ調整を行い、契約内容を決定する。

3 参加資格

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次の全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 本告示日において、「令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）」に登録されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。
- (4) 本告示日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置を受けている期間がない者であること。
- (5) 本告示日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

4 資料及びその交付方法

- (1) 交付資料
 - ア 実施要項
 - イ 要求水準書
 - ウ 「別表1 各種様式」に記載の様式1～4
- (2) 交付方法
市HPからダウンロード
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p128252.html>
- (3) 交付期間
「別表2 企画提案実施スケジュール」中の「2 資料交付期間」のとおり
- (4) その他

さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款は、市HPにて確認すること。

ア さいたま市契約規則

https://www1.g-reiki.net/saitamat/reiki_honbun/r375RG00000273.html

イ さいたま市業務委託契約基準約款

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/006/p002293.html>

5 説明会

本件に関する説明会は、開催しない。

6 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、以下のとおり参加意思表明書を電子メールで提出しなければならない。

(1) 提出期間

「別表2 企画提案実施スケジュール」中の「3 参加意思表明書受付期間」のとおり

(2) 提出書類

「別表3 提出書類一覧」中の「様式1 参加意思表明書」及び会社概要が分かる資料

(3) 提出方法

ア 電子メールの標題は「【参加意思表明書・(提案者名)】令和8年度さいたま市SDGs企業活動推進事業支援業務」とし、「参加意思表明書(様式1)」と会社概要が分かる資料をPDFファイルに変換・添付の上、送信すること。

イ セキュリティの関係上、提出書類以外のデータを添付しないこと。

ウ 電子メール送信後、1ページに記載の「業務主管課(問合せ先及び提出先)」に、到達確認の電話をすること。

(4) 提出先

1ページに記載の「業務主管課(問合せ先及び提出先)」を参照。

(5) 参加資格の確認

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格に係る通知を発送する。通知時期は「別表2 企画提案実施スケジュール」中の「4 参加資格の確認通知」を参照。

7 質問及び回答

本件の内容に関する質問は電子メールで受け付ける。

(1) 受付期間

「別表2 企画提案実施スケジュール」中の「5 質問受付期間」のとおり

(2) 質問方法

質問は電子メールでのみ受け付けます。次の事項を遵守してください。

ア 質問書の様式は、「別表1 各種様式」の「様式2 質問書」にて行うこと。

イ 電子メールの標題は「【質問・(提案者名)】令和8年度さいたま市SDGs企業活動推進事業支援業務」とし、アで作成した質問書を、ファイル形式を変換せずに(拡張子を変えずに)添付し、送信すること。

ウ セキュリティの関係上、「様式2 質問書」以外のデータを添付しないこと。

エ 電子メール送信後、1ページに記載の「業務主管課(問合せ先及び提出先)」に、到達確認の電話をすること。

オ 受付期間内に、市に到達するように質問すること。受付期間内に未到達の質問には、一

切回答しない。

(3) 質問の提出先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照。

(4) 質問に対する回答

「別表 2 企画提案実施スケジュール」中の「5 質問受付期間」を参照。

なお、質問及び回答を公表することにより、質問者や提案内容が明らかになるなど、質問者に不利益を与えるおそれがあると認められる場合には、市の判断により当該部分を除いて公表することがあるが、仮に、質問等を公表することにより、質問者やその提案内容が類推されたとしても、市は責任を一切負わない。

8 企画提案書等

本件への参加を希望する者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

「別表 2 企画提案実施スケジュール」中の「6 企画提案書受付期間」のとおり

イ 提出書類

「別表 3 提出書類一覧」中の「2 企画提案書」及び「3 積算内訳書」

ウ 提出方法

持参又は郵送

（郵送により提出する場合は、簡易書留や特定記録等を利用し、配達されたことが証明（確認）できる方法によること。）

エ 提出場所

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」のとおり

(2) 企画提案書の内容

要求水準書を参照の上、「別表 4 企画提案内容及び審査項目」に沿った提案書とすること。

(3) 企画提案書等の受理

ア 「10 提案者の失格」に該当する場合は、企画提案書を受理しない。

イ 書類の不備や不足等が確認された場合は、企画提案書を受理しない。

ウ 「別表 3 提出書類一覧」で指定する書類以外は、受理しない。

(4) 企画提案書等の取扱い

ア 市は、提出された企画提案書等を提出者以外の者に知られることのないよう取り扱い、審査目的以外に提出者に無断で使用しない。

イ 提出された企画提案書等は、事由の如何を問わず返却しない。

(5) 企画提案書等の追加及び差替え

企画提案書等の提出者は、8(1)アの提出期間内に限り、企画提案書等の追加及び差替えをすることができる。提出方法は8(1)ウのとおりとする。

9 審査及び選定

(1) 審査方法及び選定基準

企画提案書等の内容について、「別表 4 企画提案内容及び審査項目」に基づき、「令和 8 年度さいたま市 SDG s 企業活動推進事業支援業務受託事業者選定委員会」により審査を行う。

(2) 優先交渉権者の決定

「要求を満たした企画提案」について、評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とする。
なお、「要求を満たした企画提案」がない場合は、優先交渉権者を選定しないことがある。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日

「別表2 企画提案実施スケジュール」中の「8 書類審査結果通知」のとおり

イ 通知方法

郵送により各提案者に通知

10 提案者の失格

次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、当該提案者を失格とする。失格者が提出した企画提案書等については無効とする。

- (1) 「3 参加資格」に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積金額が要求水準書に記載されている予算の上限額を超えている場合

11 その他の留意事項

- (1) 不測の事態等により本事業が実施できなくなった場合は、どの提案者とも契約を締結しない。
- (2) 本事業にかかる予算がさいたま市議会で議決されない場合は、どの提案者とも契約を締結しない場合がある。また、予算が減額された場合は、本事業の実施内容等について協議する。
- (3) 参加意思表明書の提出後、本業務を辞退する場合は、「**辞退届（様式3）**」を提出すること。

別表 1 各種様式

様式名	様式番号
参加意思表明書	様式 1
質問書	様式 2
辞退届	様式 3
企画提案書 (表紙)	様式 4
企画提案書	任意
積算内訳書	任意

別表 2 企画提案実施スケジュール

1	企画提案募集開始
	令和8年2月16日(月) ・告示、市HPにて募集情報公開開始
2	資料交付期間
	令和8年2月16日(月)から令和8年3月17日(火)午後4時まで ・市HPにて交付
3	参加意思表明書受付期間
	令和8年2月16日(月)から令和8年3月3日(火)午後4時まで ・電子メールでのみ受付。「様式1 参加意思表明書」を用いること。
4	参加資格の確認通知
	令和8年3月6日(金)頃に通知 ・郵送により通知
5	質問受付期間
	令和8年2月16日(月)から令和8年2月25日(水)午後4時まで ・電子メールでのみ受付。「様式2 質問書」を用いること。 ・回答は令和8年3月2日(月)までに市HPに掲載予定 https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p128252.html
6	企画提案書受付期間
	持参：参加資格の確認通知到達後から令和8年3月17日(火)午後4時まで 郵送：参加資格の確認通知到達後から令和8年3月17日(火)までに必着 ・提出書類については、「別表3 提出書類一覧」のとおり
7	書類審査
	令和8年3月下旬に実施予定
8	書類審査結果通知
	令和8年4月上旬に通知予定 ・郵送により通知
9	契約
	令和8年4月中旬を予定

注1：本件の詳細については、必ず実施要項本文にて確認すること。

注2：本件にかかる企画提案書を持参する場合の受付時間は、「さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」とする。

別表3 提出書類一覧

	資料名	提出部数
1	参加意思表明書（様式1） ・会社概要が分かる資料を添付すること。	1部
2	企画提案書（表紙は様式4、本文は様式任意） ・作成形式及び方法は以下のとおり (1) 作成形式 ア 用紙サイズ A4版縦（横書き） イ 印刷方法 片面印刷 (2) 作成方法 ア 表紙には「様式4 企画提案書（表紙）」を使用すること。 イ 「別表4 企画提案内容及び審査項目」の審査項目の順番に沿って資料を作成すること。 ウ 図表やイメージ写真等を活用した、分かりやすい資料とすること。 エ <u>企業名、企業ロゴ等は正本1部のみに記載し、副本には記載しないこと。</u> オ <u>書類左側を綴じ込み、別表4の審査項目ごとにインデックスを付すこと。</u> カ フラットファイル等に綴じる場合は、表紙及び背表紙に、それぞれ「令和8年度さいたま市SDGs企業活動推進事業支援業務 企画提案書」と必ず記載すること。	正本1部 副本5部
3	積算内訳書（様式任意）	

別表4 企画提案内容及び審査項目

提案事項	提案内容	審査の視点	採点
1 事業実績及び運営体制			
(1)類似事業の実績 (2)事業全体スケジュール (3)事業の運営体制	・本事業と類似した事業の実績 ・事業全体に係るスケジュール ・事業の運営体制（予定者名、所属、役職及び担当する業務の内容）	・類似事業の実績が十分にあるか ・事業の実現性が確保されたスケジュールとなっているか ・事業の運営体制は妥当か ・必要な知識と経験を有する人員を配置しているか	10
2 業務内容（要求水準書「6 業務内容」に準じる）			
(1)認証企業新規募集のための周知活動	・周知方法 ・説明会の説明内容	・市内企業へ効果的に周知できる方法か ・SDGsの必要性について、説明会参加企業に対して伝えるような工夫や効果的な内容を提案しているか	5
(2)認証制度に係る提出書類の確認等	・確認、資料作成体制	・事業者からの申請や申請書類の内容確認等、認証取得に向けた事業者との折衝や報告書等を作成する体制が整えられているか	10
(3)さいたま市SDGs企業認証審査会の運営	・審査会資料の作成、運営体制	・会議の出席、説明資料の作成等、必要に応じて市からの要請に応えられる体制が整えられているか ・認証制度の調査審議に必要な、SDGsに知見のある適切な人員を配置しているか	10
(4)認証式、更新式等の運営	・認証式、更新式への協力体制 ・更新式の企画内容	・認証式、更新式の運営に当たり、適切な人員を配置しているか ・更新式について認証企業のSDGs経営に繋がるような内容を提案しているか	10
(5)認証企業のPR	・事例集の作成方法 ・展示会の出展内容	・事例集作成方法について認証企業のPRに効果的な方法を提案しているか ・展示会等の出展について認証企業のPRにつながる効果的な展示会の選定・PR方法を提案しているか	10
(6)認証企業等に対する支援	・認証企業等に対する支援体制 ・認証企業等の選定・支援方法	・支援体制が整っているか ・フォローアップ支援・コンサルティング支援について、支援先企業の選定方法及び専門家等と連携するなど効果的な支援方法を提案しているか	15
(7)SDGsコミュニティ活動の実施	・コミュニティ活動における企画内容	・認証企業に対し、SDGs経営の推進につながる提案となっているか ・多くの認証企業が参加しやすい提案となっているか ・市が今まで実施したSDGsコミュニティの内容を踏まえ発展的な提案となっているか	15
(8)SDGs企業活動推進事業に関するコンサルティング	・コンサルティングの体制	・SDGsに関する調査、助言等、必要に応じて市からの要請に応えられる体制が整えられているか ・認証制度の推進に関し、専門的な知見から支援又は対応できる体制が整えられているか	15